

鳥取県告示第262号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
倉吉都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線 駅前広場
- 3 事業施行期間
平成22年4月23日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 倉吉市上井字長泓、字宮ノ前及び字狭間地内
 - (2) 使用の部分 なし